

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和8年4月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年4月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジオ・トラベル (法人番号: 5060001036768) 代表者 原 賢一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県河内郡上三川町西汗1780 (本社営業所) 栃木県河内郡上三川町上三川3297-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年9月25日及び令和7年10月7日、事業譲渡を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼状況の録音記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録保存義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)